

地区補助金プロジェクトの運用方法について

新型コロナウイルス感染症流行や災害その他のやむを得ない事情により、地区補助金対象プロジェクトが中止もしくは延期となってしまう可能性が予期されます。

その際、地区補助金プロジェクトによって各クラブが受領した補助金につきまして、以下の通りの運用といたします。

1. 対象プロジェクトが中止となった場合について（次年度の開催がないまたは未定の場合）

（1） 災害・紛争その他の変乱、感染症流行の場合

- ・中止決定以前に既に支払ったプロジェクト費用についての返還は求めない。
- ・プロジェクト参加者、プロジェクト対象施設等に対して予定されていた寄贈物品等の授与を認める。
但し、寄贈したことがわかる証跡（写真）を報告書とともに提出すること。
- ・受領した補助金から上記のプロジェクト費用を差し引いた金額を地区に返還すること。
- ・次年度の地区補助金対象プロジェクトとして、同一支援先を再度指定することができる。
- ・中止の理由、決定時期、決定にあたりどの受益者と意見交換を持ったか報告を行うこと。
- ・中止の決定については、中止の決定から1ヶ月以内に地区に報告すること。

（2） 上記以外の場合

- ・受領した補助金は全額を地区に返還すること。

2. 対象プロジェクトが翌年度以降に延期となった場合について（次年度の開催がある場合）

（1） 災害・紛争その他の変乱、感染症流行の場合

- ・延期決定以前に既に支払ったプロジェクト費用についての返還は求めない。
- ・プロジェクト参加者、プロジェクト対象施設等に対して既に寄贈した物品等がある場合は寄贈を認める。
但し、寄贈したことがわかる証跡（写真）を報告書とともに提出すること。
- ・受領した補助金から上記のプロジェクト費用を差し引いた金額を地区に返還すること。
- ・受領した地区補助金を使用していない場合は、全額を地区に返還すること。
- ・次年度の地区補助金対象プロジェクトとして、同一支援先を再度指定することができる。
- ・延期の理由、決定時期、決定にあたりどの受益者と意見交換を持ったか報告を行うこと。
- ・延期の決定については、延期の決定から1ヶ月以内に地区に報告すること。

（2） 上記以外の場合

- ・受領した補助金は全額を地区に返還すること。